

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

第1章 子ども・子育て分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業(小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価(令和4年10月～令和5年3月)	今後の取組予定(令和5年4月～令和6年3月)	担当課
1 就学前児童の総合的な支援【重点施策】	(1) 保育園待機児童ゼロの継続	①保育施設の充実【年次計画事業】	A	a	平成31年以降、4月時点での待機児童ゼロを継続している一方で、区内就学前児童人口の減少等に伴う保育需要の減少により、区内保育施設の定員に空きが生じている状況です。 【就学前児童人口】 R2.4時点：17,066人→R3.4時点：16,187人→R4.4時点：15,347人 【入園希望者数(保育需要数)】 R2.4時点：7,686人→R3.4時点：7,534人→R4.4時点：7,169人 令和4年度は、港区保育室の定員減など、保育需要の状況に応じた定員管理に取り組みました。 令和5年度の保育定員(区の利用調整の対象とならない施設等を含む)は8,664人と、令和4年度の8,841人から177人減とするなど、現況を踏まえた対応をしながらも、令和5年4月の待機児童数はゼロの見込みです。	4月時点での待機児童ゼロを継続するとともに、区内保育施設の定員に空きが生じている状況や保育需要の動向を注視しながら、「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」に沿って、保育定員の適切な管理に取り組みます。 港区保育室についても、引き続き、将来的な終了も視野に入れた定員設定を行います。	子ども政策課 子ども政策推進係 子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係
		②認定こども園の整備【新規事業】	A	a			
		③みなと保育サポート事業の充実	A	a			
		④地域型保育事業の実施	A	a			
		⑤大規模開発における認可保育園付置の要請	A	a			
		評価	A	a			
	(2) 多様な都心型保育サービスの充実	①延長保育事業の推進	A	a	各家庭の就労実態等に合わせて、区立・私立認可保育園、認定こども園、港区保育室、小規模保育事業所のすべての施設で延長保育を実施し、保育需要に対応しました。 8か所の子育てひろば「あっぱい」と「あい・ぼーと」、みなと子育て応援プラザ事業「Pokke」の計10か所で乳幼児一時預かり事業を実施するとともに、認可保育園9か所で一時保育事業を実施しました。 病児保育室5施設、病後児保育室1施設で病児・病後児保育を実施しました。 訪問型病児・病後児保育利用助成では、経済的な負担軽減を図るとともに、子育てと就労等の両立を支援しました。	延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育を引き続き実施し、就労形態の多様化、通勤時間等、各家庭の実態に応じた保育需要に対応します。 延長保育事業については、令和5年4月開設の神応保育園においても、22時までの延長保育を実施します。 一時預かり事業を実施する子育てひろば「あっぱい」では、LINEを活用した予約システムを導入します。 訪問型病児・病後児保育利用助成では、引き続き利用料の一部を助成するとともに、制度を病児・病後児保育室利用者等へ周知します。	保育課 保育支援係 子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係
		②一時預かり事業の推進	A	a			
		③病児・病後児保育の充実	A	a			
		④訪問型病児・病後児保育の利用助成	A	a			
		評価	A	a			
	(3) 子育て支援サービスの充実	①利用者支援事業の推進	A	a	保育コンシェルジュ・子育てコーディネーターによる相談体制の整備や、子育てひろばによる子育て家庭の親と子どもが集える場の提供、利用者相互の交流促進と育児不安等に関する相談、援助等を行いました。 保護者が疾病等で乳幼児を養育することが困難な場合に、児童福祉施設で短期間、宿泊を伴う養育を行いました。 助産師等が乳幼児家庭訪問を行い、医療や福祉等の関係機関と連携して必要なサービスにつなげるなどの支援を行いました。 訪問実施率向上のために、妊娠届出時・妊婦全員面接(みなとプレママ応援事業)での事業勧奨や、ホームページを活用して事業の周知に取り組みしました。 子育て援助活動支援事業の協力会員研修を実施し、子育てを手助けする人の確保を図りました。	利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育てひろば事業、子育て援助活動支援事業を引き続き実施し、保護者の求めるニーズに応じた子育て支援サービスの充実をさせていきます。 乳児家庭全戸訪問事業は、妊娠届出時やホームページ等を活用し勧奨を行います。里帰りをしている人も多いため、他自治体との連携による支援を行うとともに、訪問実施率の向上を目指します。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係 相談支援係 健康推進課 地域保健係
		②子育て短期支援事業の拡充	A	a			
		③乳児家庭全戸訪問事業の推進	A	a			
		④子育てひろば事業の推進	A	a			
		⑤子育て援助活動支援事業の充実	A	a			
		評価	A	a			
	(4) 教育・保育の連携体制の整備	①保育園、幼稚園、認定こども園、小学校での交流・連携	A	a	「保幼小連絡コーディネーター協議会」を開催して情報交換を行い、各小学校区域での交流・連携に活かしています。また、18の小学校区域が保幼小合同研修会を実施したほか、1月には幼児教育研修会を実施しました。幼児教育研修会のアンケートでは、約90%の参加者が今後、幼児期から小学校への円滑な接続のために実施したいことを具体的に記述するなど、保幼小の保育士・教員が共に学び合いました。	引き続き、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に向け、保幼小合同研修会を小学校区域ごとに開催し、小学校区域での連携を強化します。また、幼児教育研修会を年2回開催し、幼児教育の質の向上を図ります。参集、オンラインそれぞれの長所を踏まえて開催方法等を工夫します。	教育指導担当 子ども政策課 子ども施設指導係
		②保幼小合同研修会等の充実	A	a			
		評価	A	a			
(5) 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	①育児休業からの復帰後の入所支援の充実	A	a	育児休業明け入所予約制度の実施に加え、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者を支援するため、保育コンシェルジュによる子育てひろば「あっぱい」での出張説明会を実施しました。	令和5年度も育児休業明け入所予約制度を継続実施するとともに、保育コンシェルジュや母子手帳アプリなどを活用することで、育児休業制度を安心して利用できる環境を整えます。	保育課 保育支援係	
	評価	A	a				・保育コンシェルジュ出張説明会：実施3回(10月)

第1章 子ども・子育て分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業(小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価(令和4年10月～令和5年3月)	今後の取組予定(令和5年4月～令和6年3月)	担当課
2 子ども・子育て支援の質の確保	(1) 子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境整備	①港区児童福祉審議会の設置 【新規事業】	A	a	港区児童福祉審議会では、保育部会、里親・子どもの権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証会の3つの部会で調査審議を行っています。保育部会では、私立保育所の計画承認を1件、認可2件を審議し、里親・子どもの権利擁護部会では、里親の認定等や子どもの意見を尊重した対応を児童相談所が行っているか確認するアドボケイトなど、子どもの権利擁護に取り組み、子どもの安全安心を支えることができました。児童虐待等死亡事例検証部会では、1件検証要否の検討を行った結果、虐待死亡事例ではないものの、子育て支援のあり方を振り返るための検証をすることになりました。 また、港区子育て支援員研修を実施し、地域で支える体制づくりを進め、子育て家庭に対する支援の幅を広げました。 ・保育部会：2回(11、3月)・里親・子どもの権利擁護部会：5回(10、11、12、2、3月)・児童虐待死亡事例等検証部会：1回(10月)・港区子育て支援員研修：1回	児童福祉審議会の3部会を適宜開催し、保育所の新規開設、里親の認定・登録の更新、子どもの権利擁護などを審議し、子どもの命と権利を守る取組を継続します。 子ども・子育て支援者を育成する港区子育て支援員研修をオンラインを活用しながら年2回実施し、人材育成を通じて、地域の子ども・子育て支援体制を強化します。	子ども政策課 子ども政策推進係 子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係
		②地域における子ども・子育て支援者の育成	A	a			
		評価	A	a			
	(2) 保育園における保育の質の確保	①保育士の業務負担軽減の推進 【新規事業】	A	a	区立保育園への保育業務支援システム用タブレットの増配置、私立認可保育園等への補助金などのICT化の支援や、給食の巡回を通じた園への栄養・衛生・食育の指導、区内保育施設の給食担当者への研修を行いました。 保育士等キャリアアップ補助事業や保育士等宿舍借り上げ支援事業を実施し、私立認可保育園や認証保育所等の事業者による保育従事職員の賃金改善や処遇改善の取組を支援しました。 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る経費に対する補助を行い、保育施設における安全確保を推進しました。	令和6年度の区立保育園の保育業務支援システム更新に向けた検討を行うとともに、引き続きICT化の支援や、給食の巡回や研修を通じた園への栄養・衛生・食育の指導を行います。 引き続き、保育施設における安全確保のため、感染症拡大防止に係る経費に対する補助を行うなど、安全で質の高い保育サービスを提供します。	保育課 運営支援係
		②給食を通じた食育の推進	A	a			
		③保育従事職員の確保・定着の支援	A	a			
		④保育施設における安全確保の推進	A	a			
	評価	A	a	・給食巡回指導施設数：区立認可保育園21施設、私立認可保育園等104施設 ・調理担当者研修：1回(1月)、参加62施設、参加者77名			
	(3) 就学児童の居場所づくりにおける質の確保	①学童クラブ事業の充実 【年次計画事業】	A	a	学童クラブは、学童クラブ需要に対応するため、令和4年11月1日から放課GO→学童クラブあかさかの定員を30人から54人に拡大しました。また、質の確保のため、各学童クラブの職員に対し、東京都で実施している放課後児童支援員認定資格研修の受講を呼びかけ、放課後児童支援員の確保に努めました。 放課GO→については、放課GO→みなのクラブ化に向けて関係各課と情報共有しました。	令和5年4月1日から、放課GO→学童クラブあかばねの定員を30人から77人に拡大します。また、令和5年3月31日に三光学童クラブ(定員160人)を終了、令和5年4月1日に神応学童クラブ(定員170人)を開設し、学童クラブは36か所3,480人の定員となります。 御田小学校建替えに伴い、放課GO→みなの旧三光小学校へ移転します。移転の時期や方法等の調整を関係所管と行い、令和6年4月までに円滑に移転を完了させます。 また、各学童クラブ職員の放課後児童支援員認定資格研修受講率の向上に努め、学童クラブ事業の質の確保に取り組みます。	子ども若者支援課 子ども若者支援係 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習係
		②学童クラブ事業の質の向上	A	a			
		③区立小学校を活用した放課後の居場所づくり(放課GO→)の推進	A	a			
		④地域における児童の健全育成機能の強化	A	a			
	評価	A	a	・放課後児童支援員認定資格研修受講者数：33名(10月～3月)			
	(4) 子育て家庭への支援	①多胎児の子育て家庭に対する支援の充実	A	a	多胎児の子育て家庭に対しては、令和4年11月から産前産後家事・育児支援事業の利用時間数及び利用可能期間を拡充しました。 「みなとプレママ応援事業(妊婦全員面接)」や「乳幼児全戸訪問」を実施するとともに、「ふたごの会」を開催し、多胎児を持つ親同士の交流を行いました。多胎妊婦に対して妊婦健康診査の費用の追加助成について周知を行いました。 在宅子育て家庭に対しては、区立認可保育園での交流事業である「保育園であそぼう」や「園庭開放」により参加者同士や在園児と一緒に遊ぶ機会を設け、参加した子育て家庭の相談に応じました。	令和5年4月から、ベビーシッターの利用料の一部を補助する港区ベビーシッター利用支援事業を開始します。多胎児の場合は2倍の利用時間を付与して支援の充実を図ります。 「ふたごの会」や「多胎児妊婦健診費用追加助成」、「みなとプレママ応援事業(妊婦全員面接)」、「乳幼児全戸訪問」等により多胎児の健全な発達と保護者への支援を推進します。 「保育園であそぼう」「園庭開放」「子育て相談電話」を通して、地域の在宅子育て家庭を対象に育児相談や子育て情報の提供を行います。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係 健康推進課 地域保健係 子ども政策課 子ども施設指導係
		②保育園における在宅子育て家庭向け事業の推進	A	a			
評価		A	a	・「保育園であそぼう」参加者：502人(10月～3月) ・「園庭開放」参加者：64人(10月～3月)			

第1章 子ども・子育て分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業(小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価(令和4年10月～令和5年3月)	今後の取組予定(令和5年4月～令和6年3月)	担当課
3 特別な支援が必要な家庭や子どもの支援【重点施策】	(1) 港区子ども家庭総合支援センターの整備	①児童相談所の設置による迅速かつきめ細やかな援助の実現【新規事業】	A	a	児童虐待の専門的な対応力を持つ児童相談所と、地域の関係機関との連携力を備えながら子どもと家庭の総合相談機能を持つ子ども家庭支援センターが同一の施設に設置されていることで、相談の内容に応じたきめ細やかで柔軟な支援の展開を図っています。	今後も、各機関の多様な専門性と連携力を生かし、あらゆる課題を抱える子どもや家庭に寄り添い、切れ目のない支援に取り組みます。単なる危機管理的側面に留まらず、子どもの権利擁護を中心に据え、子どもの人権と最善の利益を守ることを職責とし、支援機関とも必要に応じて連携しながら子どもの福祉の実現を図ります。引き続き、区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護し、自立に向けた支援に取り組みます。	児童相談課 児童福祉係 子ども家庭支援センター 家庭相談係
		②区立母子生活支援施設の設置による母子保護の推進【新規事業】	A	a	児童虐待等緊急性を要する案件については迅速に協議・リスク判断・必要な対応につなげる等、複合施設の強みを生かしながら家庭の状況に合わせた適切な支援を行いました。		
		③子ども家庭支援センターへの家庭相談機能の統合による支援の充実	A	a	また、区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護しました。		
		評価	A	a	・児童相談所相談受付件数 674件 ・援助方針会議：毎週水曜 ・個別ケース検討会議：随時		
	(2) 児童虐待防止のための環境の整備	①要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進	A	a	安全確認ができない児童について、要保護児童対策地域協議会を通じて情報把握を行いました。子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業において、公私立保育園・幼稚園や公立小・中学校等の関係機関を訪問し、課題や不安を抱える家庭の情報を収集し早期の支援につなげました。	要保護児童対策地域協議会を通じた情報把握や、子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業による要保護児童等の早期発見及び適切な支援、虐待の未然防止を図ります。港区おとなの子育て相談ねっと、みなと子ども相談ねっと、電話相談、面接相談、保健師、心理士の専門相談など様々な相談体制を生かしながら、引き続き現状に即した適切な対応を図ります。保護者の疾病等で家事や育児に困窮している家庭に対し、養育支援訪問事業を実施し、その他のサービス調整を行います。	子ども家庭支援センター 相談支援係
		②子ども家庭支援センターの相談体制の充実	A	a	「港区おとなの子育て相談ねっと」等の相談体制の充実により、虐待の早期発見や防止に繋がっています。		
		③養育支援訪問事業の充実	A	a	家事支援や育児支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業につなげ、適切な支援を行っています。		
		評価	A	a	・港区おとなの子育て相談ねっと：147件(令和4年度件数) ・養育支援訪問事業：8世帯108回(令和4年度件数)		
	(3) 児童虐待防止対策等の充実	①DV被害者支援策の強化・充実	A	a	DV被害者の支援活動を行う民間団体に対し、活動経費の一部を補助しました。	DV被害者支援活動を行う民間団体への補助や、DV加害者の更生プログラム経費の補助を通じて、DV被害者支援に取り組みます。11月の児童虐待防止推進月間に向けた広報への掲載、区民向けワークショップや障害児・障害者の絵画展示等を開催し、広く周知・啓発を行います。子どもの権利条約についてもリーフレットの配布等により広く啓発し、虐待やいじめを防止していきます。関係機関から課題や不安を抱える家庭の情報を収集し、要支援家庭それぞれに必要な支援を見極め、母子でショートステイを利用する機会を提供していきます。	子ども家庭支援センター 家庭相談係 地域連携担当 相談支援係
		②地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進	A	a	区民向け児童虐待防止啓発を目的としたオレンジリボンシールを作成しました。また、11月の「児童虐待防止推進月間」にオレンジリボンをモチーフに制作した「オレンジリボンハートアート」と障害児・障害者の絵画を子ども家庭支援センターに展示し、周知啓発を図りました。		
		③子どもの権利条約の啓発	A	a	子どもの権利条約の周知啓発のため、小・中学校の全児童・生徒を対象にリーフレット「知っておきたいじぶんたちの権利のこと」を配布するとともに、認知度調査を実施しました。		
		④要支援家庭等への支援の充実	A	a	児童の養育が困難な要支援家庭等に対して、産後要支援母子ショートステイ事業等を通じた支援を行い、養育環境や母子間のかかわりの調整を行いました。		
		評価	A	a	・要支援家庭等への支援(R4年度)：要支援家庭ショートステイ1件 産後要支援母子ショートステイ2件 ・医学業務及び親子支援カウンセリング業務実施回数：617回		
	(4) 社会的養護体制の充実	①里親登録の拡大と支援の充実による家庭養護の推進【新規事業】	A	a	家庭的養育優先の原則に基づき、里親制度の推進のために説明会の開催(月2回)、パネル展の開催(年2回)、区民まつりへの出展、広報やホームページ等で里親制度の理解促進等に取り組んだことで新規の里親登録数が増加しました。また、特別養子縁組制度についての映画上映とトークイベントを2月に開催しました。	施設職員や里親等と緊密に連携を図りながら、個々のニーズに合わせた家族再統合や措置解除後の自立に向けた支援を行います。区に児童相談所がある強みを生かし、家庭復帰後に地域の中で安心して過ごすことができるよう、地域の社会資源を開拓するなど、地域の関係機関とともに支援体制を整えます。児童養護施設等指導検査を重点的かつ効果的に行うため、令和5年度指導検査基準及び指導検査実施方針を策定し、乳児院2施設の指導検査を行います。	児童相談課 児童福祉係 子ども政策課 子ども政策推進係
		②児童のニーズに応じた社会的養護の充実【新規事業】	A	a	令和4年度指導検査基準及び指導検査実施方針に基づき、乳児院2か所の指導検査を実施し、適正な運営の確保に取り組みました。		
③家族再統合に向けた支援の充実【新規事業】		A	a	担当児童福祉司等が施設等を訪問し、児童の家庭復帰や施設退所後等の自立に向けた支援を行っています。子どもたちが施設や里親のもとで安心して過ごすことができるよう、訪問によるアドボケートを行い、子どもの権利擁護に取り組みました。			
④社会的養護の施設の適正な運営の確保【新規事業】		A	a				
⑤施設退所後等の児童の自立の支援【新規事業】		A	a				
評価		A	a	・里親説明会の参加者数：20家庭 30名 ・新規里親認定数：7家庭(養育家庭1、養子縁組里親5) ※うち4家庭が養育と養子の二重登録。 ・特別養子縁組制度についての映画上映とトークイベント参加者数：42名			

第1章 子ども・子育て分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業(小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価(令和4年10月～令和5年3月)	今後の取組予定(令和5年4月～令和6年3月)	担当課
4 子どもの健全な育 成に向けた支援	(1) 子どもが健やかに成 長できる環境の整備	①保育園、幼稚園、学校への 環境学習の支援	A	a	生きものやその生息環境に精通した専門家を小学校等の教育施設に派遣し、教員対象のピオトープに関する指導助言・勉強会を実施することで環境学習の支援を行いました。また、児童対象の観察会を行い生物多様性に対する周知啓発を行いました。	各施設のピオトープの質の向上を目指すとともに、観察会・勉強会を充実を図ることで、環境学習でのピオトープの利活用を推進します。	環境課 緑化推進担当
		評 価	A	a	・ピオトープに関する指導助言：2施設2回 ・先生向け勉強会実施：1施設1回 ・子ども向け観察会：4施設6回		
	(2) 青少年の健全育成の ための支援	①インターネットの適正利用の啓発	A	a	7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、適切なインターネット環境の利用について啓発活動を行いました。	引き続き、各団体の実施する事業について、感染対策に関する情報提供などを行い、団体活動を支援していきます。 令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止していたみなとキャンプ村を再開し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、キャンプファイヤーや花火大会など、都会で普段は味わえない体験の機会を青少年に提供します。	子ども若者支援課 子ども若者支援係
		②自主的・創造的な活動の支援	A	a	各地区青少年対策地区委員会では、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、イベント、行事を実施しており、区の感染症対策について情報提供することで、安全安心な事業の実施を支援しています。		
	③リーダー育成の支援	A	a	各地区委員会の引率者、リーダーのスキル確保のため、キャンプ技法に関する研修会を実施しました。			
	評 価	A	a	-			
5 子どもの未来の応援【重点施策】	(1) 生活環境の安定の支 援	①高校生不登校への支援 【新規事業】	A	a	高校生不登校への支援として、保護者向け講演会・交流会「高校生不登校への理解を」を10月と1月に開催しました。	令和5年4月から、子育て家庭の生活や社会参加のさらなる支援のため、ベビーシッター利用支援事業を開始します。 不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、ヤングケアラー、児童虐待等の課題を抱える児童・生徒への支援を一層強化するため、令和5年度からスクールソーシャルワーカーを週1回3時間配置します。	教育長室 教育推進担当 子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係 教育指導担当
		②子育て家庭の生活や社会参加の 支援	A	a	子育て家庭の生活や社会参加の支援として実施している産前産後家事・育児支援事業について、令和4年11月から利用時間及び利用期間を拡充しました。		
		③相談体制の整備	A	a	不登校や家庭の問題を主訴とするスクールソーシャルワーカーを派遣したケースについて、家庭環境の改善に努めることで、1件が終了ケースとなりました。		
		評 価	A	a	・保護者向け講演会・交流会参加者数：19名 ・スクールソーシャルワーカーの派遣回数、派遣した家庭の数、時間数：67回、14世帯、232.5時間		
	(2) 経済的安定の支援	①教育にかかる経済的支援の充実	A	a	就学援助のお知らせを区立小・中学校児童・生徒全員に年度当初に配布し、申請に基づいて審査・認定を行いました。	令和5年4月から就学援助の対象を私立学校に在学する児童・生徒の保護者にも拡大しました。 給付型奨学金制度の奨学生（在学生対象）を5月と7月に募集します。また、毎年7月に実施する経済状況確認の際に、奨学生を対象としたアンケート調査を実施します。 教育訓練や職業訓練に対して給付金を支給し、ひとり親家庭の就労支援に取り組みます。また、養育費保証利用助成等を通じて、離婚後の子どもの経済的・心理的安定を支援します。 エンジョイ・セレクト事業利用者からアンケートを通して、必要とする食料品等のニーズを把握し、入替等を行うことで、低所得の子育て世帯の必要とする生活を支援していきます。	学務課 学校運営支援係 教育長室 教育総務係 子ども家庭支援センター 家庭相談担当 子ども若者支援課 子ども給付係
		②保護者に対する就労の支援	A	a	また、令和5年度進学予定者向けの奨学生の募集を12月から1月にかけて実施するとともに、新たに作成した給付奨学金制度の高校生向け案内パンフレットを都内の公私立高等学校450校へ配布しました。		
		③ひとり親家庭の生活支援及び 経済的支援の充実	A	a	東京都社会福祉協議会が実施する高校や大学の受験料補助制度の相談、ひとり親家庭の教育訓練や職業訓練に対して給付金の支給を行いました。また、離婚を考えている親を対象に、養育費保証利用助成の案内や裁判外紛争手続利用助成、面会交流コーディネーター事業を実施しました。		
		④子育て世帯に対する生活支援の 充実【新規事業】	A	a	毎月、食料品や日用品を選び自宅に配送するエンジョイセレクト事業を実施し、低所得の子育て世帯約3,700世帯の生活を支援しました。		
		評 価	A	a	・就学援助認定者数：<小学校>1,024人/10,441人(9.81%) <中学校>510人/2,256人(22.61%) ・エンジョイ・セレクト事業給付延べ世帯数(R4年度)：19,820世帯		
	(3) 地域で子どもの未来 を応援する体制の整 備	①子どもの未来応援施策の 普及・啓発	A	a	港区子ども食堂ネットワークを通じ、食材支援を行う企業等と子ども食堂のマッチング等を行いました。また、新たに子ども食堂を開発希望の団体に対し助言や支援を行い、3団体が子ども食堂を開始しました。	引き続き、子どもの未来応援施策の普及・啓発に取り組むとともに、みなどリサイクル清掃事務所や港区内の企業等と連携し、子ども食堂の安定的な運営を支援していきます。	子ども若者支援課 子ども若者支援係 (生活福祉調整課 自立支援担当)
		②地域における子どもの未来を 応援するネットワークの確立	A	a	新規および既存の子ども食堂実施団体に対し、開催周知支援、補助金等の支援を行うとともに、虐待防止の研修や各団体の情報交換の場を設け、区と団体、団体間の連携を強化することで、子どもの孤食解消を図りました。		
		③子どもの孤食解消と 保護者支援【新規事業】	A	a			
評 価		A	a	・港区子ども食堂ネットワーク会員数：59 ・子ども食堂登録数：13（うち令和4年度の新規登録3）			